平成２６年（フ）第４号
広島県安芸高田市美土里町本郷2166番地　織田アパート金屋荘５号
債務者　高杉　正幸
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１２４号
さいたま市岩槻区大字笹久保703番地１
債務者　遊馬　智章
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
埼玉県戸田市笹目２丁目５番地の31　マンション花園203号室
債務者　田中　成和
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
埼玉県幸手市大字権現堂439番地５
債務者　塩生はるの
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目25番地３フローラⅠ103、旧住所埼玉県春日部市西宝珠花92番地８
債務者　植松　邦夫
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
埼玉県越谷市北越谷３丁目17番33号　エステート中村205
債務者　中島　進
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
埼玉県春日部市南３丁目１番18号　サンハイムＡ―102
債務者　塚田　幸江
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
埼玉県狭山市大字南入曽334番地の１　第２泉ハイツ203
債務者　小林　正昭
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８９号
埼玉県狭山市入間川１丁目12番17号コンフォート狭山103
債務者　村沢倫子こと　村澤　倫子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７号
千葉県銚子市南小川町700番地の１　伊原マンション102号
債務者　髙根　孝子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
相模原市中央区東淵野辺４丁目９番３―201号
債務者　小笠原明子（旧姓皆川・関田）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３１号
相模原市中央区相生３丁目５番13号　カインドハウスＢ305
債務者　盛　博行
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２号
神奈川県座間市南栗原６丁目25番45―503号ジュネパレス座間第６
債務者　後藤　博之
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２１８号
愛知県津島市又吉町４丁目54番地１　ユーハウス津島３Ａ
債務者　平木勝比古
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１号
名古屋市緑区浦里４丁目181番地　フラワーハイツ206号
債務者　加藤　清美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
名古屋市中川区柳瀬町３丁目５番地の２　伸和荘101号
債務者　吉村　幾基
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
京都府綾部市井倉町西田10番地の６　ハイツポニー102号
債務者　本村　啓二
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係